

平成23年度予算要望に対する回答

(日本共産党京都市会議員団)

平成23年2月

京 都 市

目 次

	(No.)
[重点要求項目]	
◆ 構造改革・規制緩和路線を撤回し，市民の福祉とくらしを守るため， 国に対し次の項目を実現するよう求めること	1
◆ 憲法を守り，非核の日本の実現を求めること	2 8
◆ 市民のくらしと営業を守る市政運営を	3 2
◆ ムダ遣いを改め，市民の福祉最優先の市政を	4 4
[分野別要求項目]	
一 福祉，医療の充実を	
◆ 介護保険制度の抜本的な改善，高齢者福祉施策の充実を	4 6
◆ 福祉・子育て支援の充実を	5 3
◆ 医療・保健の充実を	9 1
二 競争と格差拡大の教育行政を改め， どの子ども伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を	1 0 9
三 低炭素社会実現・ごみ減量の推進を	1 4 2
四 青年がいきいきと住み続けられる京都市政をめざして	1 4 8
五 文化芸術の振興・スポーツ環境整備の充実を	1 5 4
六 不況打開，中小企業・伝統産業・商工業の振興を	1 6 6
七 観光振興策の強化を	1 8 1
八 農林漁業対策の充実強化を	1 8 2

九	自然と景観，まちなみの保全を・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9 3
十	災害につよい，安心して住み続けられるまちづくりを	
◆	地震・風水害など防災対策に万全を期すこと・・・・・・・・	2 0 0
◆	安心して住み続けられる住環境に・・・・・・・・	2 1 0
◆	上下水道事業の充実を・・・・・・・・	2 2 6
十一	市民の交通権を保障する総合的な交通体系の確立を	
◆	公営交通を軸にした交通体系で市民の足を守ること・・	2 4 0
◆	生活道路優先の道路整備を・・・・・・・・	2 5 3
十二	公正・公開・市民参加の市政運営を・・・・・・・・	2 6 2
十三	同和特別扱いをやめること・・・・・・・・	2 8 4
十四	平和と民主主義を守る行政の推進を・・・・・・・・	2 8 8

要 望 内 容

回 答

重点要求項目

- ◆ 構造改革・規制緩和路線を撤回し、市民の福祉とくらしを守るため、国に対し次の項目を実現するよう求めること
- 1 自治体の機能と役割を弱める「地域主権改革一括法案」を撤回すること。「一括交付金化」による国庫補助負担金の廃止・縮小はやめること。地方自治体への財源対策は後退させず拡充すること。

- 都市の活性化を図り、市民の生活を豊かにしていくためには、市民に最も身近な基礎自治体への大幅な権限の移譲と、それを実行するために必要な財源が十分保障されることが重要であると考えております。
- 国庫補助負担金は、社会保障や義務教育など地方の施策事業において主要な財源となっており、一括交付金化に当たっては、地方の所要総額の確保を図るとともに、地方の自由度の拡大につながるものとなるよう、今後も他の指定都市との連携の下、国に一層強く求めて参ります。
- この他にも、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の税の配分をまずは5：5とすることや、法定率の引き上げなどによる地方交付税制度の見直しなど、大都市の実態に見合った税財政措置等についても、本市独自や指定都市共同で、国に対して要望を行って参ります。

(経過・これまでの取組等)

- 平成22年3月30日 「一括交付金に関する指定都市市長会意見」
- 6月14日 「一括交付金化に関する指定都市市長会の提案」
- 8月4日 「地域主権戦略大綱を踏まえたひも付き補助金の一括交付金化に関する指定都市市長会の意見」
- 10月27日 「一括交付金化に関する指定都市市長会の意見」
- 12月6日 「「地域の自主性を確立するための戦略的交付金（地域自主戦略交付金）」（仮称）に関する指定都市市長会の意見」

平成 2 3 年度予算要望に対する回答		NO.	2
要 望 内 容	回 答		
2 消費税を増税しないこと。	<p>○ 消費税は、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合い、安定的な歳入の確保にも資する税であり、少子高齢化が一層進展する今日において、その役割はますます重要となっております。今後、消費税を含む税制の抜本改革に向けて、国会等で十分な議論が行われるものと考えており、その動向を大きな関心を持って見守って参ります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) <平成 2 2 年 1 2 月 平成 2 3 年度税制改正大綱> ・消費税のあり方については、(中略) 今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、その具体的内容について、早急に検討を行ってまいります。</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3
要 望 内 容	回 答		
<p>3 円高対策にただちに取り組むこと。為替投機に対する国際的規制が行われるよう、諸外国に働きかけること。</p>	<p>○ 本市では、平成 2 2 年 9 月 1 0 日、中小企業支援センターに「円高関連特別経営相談窓口」を開設するとともに、平成 2 2 年 1 0 月 1 日には、経済産業省及び中小企業庁に対して「新成長戦略実現に向けた 3 段構えの経済対策～円高・デフレへの緊急対応～」(平成 2 2 年 9 月 1 0 日発表)の速やかな実行や、下請代金支払遅延等防止法に基づく大手企業への指導の強化等、円高の影響を受けている中小企業への支援を要望しました。</p> <p>○ 為替相場の適正水準への誘導は、国策として政府及び日本銀行で判断されるべきものであり、本市としてもその動向を注視するとともに、必要な要望を行って参ります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 2 年 1 0 月 1 日 府市連名で、経済産業省及び中小企業庁に対して「円高の影響を受けている中小企業への支援に関する要望書」を提出</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	4
要 望 内 容	回 答		
4 製造業への派遣を禁止するなど、ただちに労働者派遣法の抜本改正を行うこと。	<p>○ 労働者派遣法の改正については、現在、国会において、製造業務への派遣の原則禁止を含めた「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案」の審議がなされているところです。</p> <p>本市としては、その動向を注視するとともに、十分な国会審議を経て、必要な改正が図られると考えております。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	5
要 望 内 容	回 答		
5 全国一律の最低賃金制度を確立し，時給千円以上にすること。実施にあたって中小企業を支援すること。	<p>○ 最低賃金は，働く人々のセーフティネットとしての役割を担っており，国及び最低賃金審議会において対応が図られております。平成 2 2 年度の京都府内の最低賃金については，平成 2 1 年度の 7 2 9 円から 2 0 円引き上げられた 7 4 9 円となり，生活保護費との差が解消されることとなりましたが，改定に当たっては，国において中小企業への適切な支援がなされ，より有効に機能するよう，引き続き要望して参ります。</p>		

要 望 内 容

回 答

6 閣議決定された「中小企業憲章」を国会決議すること。すべての中小企業を支援する中小企業基本法となるよう、内容を見直すこと。

○ 「中小企業憲章」は、すべての中小企業を対象に経済的・社会的役割などについての考え方を基本理念として示すとともに、中小企業政策に取り組むに当たっての基本原則や、政府として進める中小企業政策の行動指針を定めたものであり、今後の具体的な施策展開等について、注視して参ります。

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	7
要 望 内 容	回 答		
7 金融円滑化法に基づき、貸し渋りなどが生じないように金融機関に強力に働きかけること。	○ 貸し渋り、貸しはがしが生じないよう融資動向に注視しつつ、監督官庁である金融庁とも連携し、金融機関にきめ細かな配慮を機会あるごとに要望するなど、可能な限りの対応を行って参ります。		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	8
要 望 内 容	回 答		
8 「納税者権利憲章」を早急に制定すること。	<p>○ 平成 2 3 年度税制改正大綱において、「納税者権利憲章」を策定し、平成 2 4 年 1 月 1 日に公表することとされており、国における今後の動向を注視し、本市における対応を検討して参ります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) <平成 2 2 年 1 2 月 平成 2 3 年度税制改正大綱> ・納税者権利憲章は、平成 2 3 年中に準備を進めた上、平成 2 4 年 1 月 1 日に公表します。 ・全地方自治体に同様の対応を一律に義務付けるのではなく、各地方自治体において適切に対応することができるよう、国税における取扱いについて情報提供を十分に行います。</p>		

要 望 内 容

回 答

9 中小企業を対象にした，貸し工場の家賃・光熱水費などの固定費への補助，固定資産税の減免，設備投資への助成などの緊急施策を実施すること。

- 中小企業の固定費については，健全な経済活動において，個々の事業者が自己の負担で対応すべきものであり，中小企業全般に対してこうした費用を幅広く助成すべき性質のものではないと考えております。
- 中小企業を対象とした固定資産税の減免措置を創設することについては，同税は，固定資産の保有という事実に着目し，その資産価値に応じて課税されるものであること，及び税の公平性・中立性や社会情勢の変化等を勘案して市税全般について軽減措置の見直しを進めていることなどから，困難であると考えております。
- 設備投資への助成については，企業立地促進助成制度や中小企業融資制度において，工場の建設や拡張の際などに，中小ものづくり企業の新たな設備投資を支援しており，今後とも既存の制度を活用し，取り組んで参ります。

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 0
要 望 内 容	回 答		
<p>10 国民健康保険に対する国庫負担金を増額すること。 国保一元化・広域化はしないこと。</p>	<p>○ 国保は、財政基盤がぜい弱であるという構造的な問題を抱えており、その運営は他の市町村も含め、限界に達しております。本市としては、引き続き、すべての国民が加入する医療保険制度の一本化についての国の財政責任の下での早期実現と、それまでの間の財政措置の拡充を国に対して強く要望して参ります。</p> <p>○ 国保の都道府県単位での一元化・広域化については、医療保険制度の一本化に向けた第一歩であると考えております。本市としては、被保険者が将来にわたって安心して医療を受けられる制度となるよう、国及び府に対して、必要な要望を行って参ります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 2 年 6 月 本市の「平成 2 3 年度 国の予算・施策に関する提案・要望について」により要望 平成 2 2 年 7 月 大都市民生主管局長会議の「平成 2 3 年度 社会福祉関係予算に関する提案」により要望 平成 2 2 年 7 月 政令指定都市国保・年金主管部課長会議の「国民健康保険に関する要望書」により要望</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 1
要 望 内 容	回 答		
11 後期高齢者医療制度をただちに廃止すること。	<p>○ 国の「高齢者医療制度改革会議」において、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度のあり方について、最終とりまとめが示されたところであり、本市としては、国の動向を注視しながら、被保険者及び地方自治体への過重な負担とならないよう、また、医療保険制度の一本化の早期実現に向けて、国に対し、積極的に意見を述べて参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <p>・後期高齢者医療特別会計 1 5, 4 1 1, 0 0 0 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 1 年 1 1 月 後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度のあり方を検討するため「高齢者医療制度改革会議」が設置される。</p> <p>平成 2 2 年 1 2 月 「高齢者医療制度改革会議」において検討されていた新たな高齢者医療制度について最終とりまとめが示される。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 2
要 望 内 容	回 答		
12 障害者自立支援法を廃止し，支援を必要とするすべての人を対象とする障害者総合福祉法を制定すること。	<p>○ 国においては，障害者自立支援法を廃止し，平成 2 5 年 8 月までに新たな総合福祉法を施行する方針が示され，「障がい者制度改革推進会議」の「総合福祉部会」を中心として，障害者総合福祉法の内容の検討が進められております。</p> <p>本市としては，今後の具体的な検討を重大な関心を持って注視し，利用者や事業者，地方公共団体に過度の負担が生じない，利用しやすい制度となるよう，必要な意見を積極的に述べて参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 3
要 望 内 容	回 答		
13 生活保護基準を引き上げ，財源に国が責任を持つこと。老齢加算を復活し，夏季加算を創設すること。	<p>○ 加算を含めて生活保護基準は，厚生労働大臣の裁量により設定されているものであり，本市が独自に生活保護基準を改定することはできません。老齢加算については，今後とも国の動向に注視して適切に対応して参ります。</p> <p>○ 夏季加算については，平成 2 0 年度以降，国の実施要領等の改正意見提出の際に，厚生労働省にその創設を要望しているところであり，引き続き要望して参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度予算額) ・生活保護扶助費 7 8, 1 6 2, 0 0 0 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 1 6 年度 老齢加算の段階的廃止（～平成 1 8 年度） 平成 2 0 年度～ 国の実施要領等の改正意見提出の際に，夏季加算の創設について意見を提出</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 4
要 望 内 容	回 答		
14 保育における公的責任を放棄し，規制緩和を一層すすめる「子ども・子育て新システム」は導入しないこと。	<p>○ 子どもを取り巻く環境が大きく変化する中，保育所は時代の要請に応える進化が必要であり，そのための議論が必要となっております。すべての子どもに良質な成育環境を保障し，子どもを大切にする社会を実現するためのものになるよう，「地方の実情を踏まえた十分な財政措置」と「真に保育を必要とする子どもが排除されない仕組み」などについて，国に対して必要な提言を行って参ります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 2 年 7 月 2 0 大都市児童福祉主管課長会議の「平成 2 3 年度 国に対する要望書」により要望</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 5
要 望 内 容	回 答		
15 中央教育審議会の答申をふまえ、30人以下学級を早期に実現すること。行革推進法を撤回し、第8次定数改善を実現すること。	<p>○ 平成22年8月、文部科学省は30年ぶりに40人学級を見直し、8箇年で学級編制基準を引き下げる定数改善計画を発表し、計画初年度の平成23年度に小学校1・2年生で35人学級が導入される予定でしたが、国の厳しい財政状況もあって、最終的な平成23年度予算案では、小学校1年生のみでの35人学級の実現にとどまっております。</p> <p>○ 本市では、独自予算により小学校1・2年生での35人学級、中学校3年生での30人学級を既に導入しており、引き続き実施して参りますが、少人数教育の更なる拡大には、国及び京都府の定数措置、財政措置が不可欠であり、今後とも、国に定数改善計画の完全実施を強く要望して参ります。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校2年生における35人学級の実施 168,000千円 ・ 中学校3年生における30人学級の実施 550,000千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成15年度 小学校1年生における35人学級を実施 平成16年度 小学校2年生における35人学級を実施 平成19年度 中学校3年生における30人学級を実施</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 6
要 望 内 容	回 答		
16 高校教育は私立高校も無償化をめざすこと。朝鮮学校にも無償化措置を適用すること。	<p>○ 私立高校については、平成 2 2 年度から京都府において国の制度に上乗せした修学支援制度を創設され、低所得世帯の実質無償化が図られております。今後とも、国及び京都府に対して高校教育無償化の拡大を要望して参ります。</p> <p>○ 朝鮮学校の授業料無償化については、現在、国において適用の審査手続きが一時停止されている状況にあります。高度な外交上の問題が関わることから、本市として言及する立場にはありませんが、本市に在籍する生徒であり、また、市立小・中学校に通学していた児童・生徒が京都朝鮮中高級学校に進学している実態もあることを踏まえ、保護者負担の軽減の観点から、無償化の適用対象となることを期待しております。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 2 年度から「私立高等学校あんしん修学支援事業」(京都府制度)を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯 …授業料全額無償化 ・年収 3 5 0 万円未満程度の世帯 …府内平均授業料(6 4 万円)まで実質無償化 ・年収 3 5 0 万～5 0 0 万円程度の世帯 …1 6 8, 8 0 0 円/年に加え、国と府の制度を活用した各学校の減免 ・年収 1 2 0 0 万円までの世帯 …1 6 8, 8 0 0 円/年 		

要 望 内 容

回 答

17 介護保険制度の見直しにあたり、次の改善を行うこと。

- ・給付と負担が連動しない制度にすること。
- ・国庫負担割合をただちに35%に引き上げ、計画的に50%に引き上げること。
- ・国の制度として保険料・利用料の減免制度をつくること。
- ・住民税非課税の高齢者には原則として保険料・利用料を求めない仕組みをつくること。

○ 介護保険制度は、全国一律の社会保険制度であり、介護サービスの利用に当たっては、原則として利用者がサービス費用の1割を負担することとなっております。そのため、制度上、介護報酬が引き上げられると、利用者負担についても連動して上昇する仕組みとなっております。

介護保険制度は全国一律の社会保険制度であることから、国において全国一律の考え方にに基づき、適切な措置が取られるべきであると考えております。

○ 国庫負担割合については、介護保険制度は全国一律の社会保険制度であることから、基本的には国の責任において、全国一律の考え方にに基づき適切な措置が取られるべきであると考えております。

今後とも、他都市とも連携し、様々な機会を捉えて国に対して適切な措置を講じるよう要望して参ります。

○ 介護保険制度は、全国一律の社会保険制度であることから、介護保険料の負担軽減や利用料の減免については、基本的には国の責任において、全国一律の考え方にに基づき適切な措置が取られるべきであると考えており、今後とも他都市とも連携し、様々な機会を捉え、国に対して適切な措置を講じるよう要望して参ります。

○ 住民税非課税等の低所得者に対しては、「全額免除は適当ではない」とする国の減免原則に基づき、一定の保険料負担をお願いしているところですが、本市における第4期の介護保険料は、被保険者の負担能力をきめ細かく反映したものとなるよう、国基準の6段階を本市では9段階（実質10段階）として設定し、低所得者の負担に配慮して設定を行っております。

(次ページに続く)

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 7
要 望 内 容	回 答		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定や利用限度額は廃止し，ケアマネージャー等専門家の判断で必要な介護を提供できる制度に改善すること。 ・ 特養ホーム待機者の解消をはかるため介護施設を増設すること。 	<p>○ 介護保険サービスの利用に当たっては，介護の必要度を全国一律の基準に基づいて行われる要支援・要介護認定によって，利用者の状態に応じたサービスが提供されます。居宅サービスに設けられた利用限度額は，要介護度等に応じて定められたものであり，介護支援専門員の的確なケアプラン作成により，サービスを必要とされる方に，必要なサービスが提供されているものと認識しております。</p> <p>○ 介護保険施設については，「第4期京都市民長寿すこやかプラン」に定める整備等目標に基づき，着実な整備推進に努めて参ります。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特養「きたおおじ(仮称)」整備助成 158,400千円【新規】 ・ 地域密着型特養，小規模ケアハウス「淀シルバーコンプレックス(仮称)」整備助成 300,400千円【新規】 ・ 地域密着型特養「ヴィラ向島(仮称)」整備助成 158,400千円【新規】 ・ 地域密着型特養「そせい苑(仮称)」整備助成 158,400千円【新規】 ・ 特別養護老人ホーム「日野しみずの里(仮)」整備助成 376,000千円 ・ 特別養護老人ホーム「健光園」移転整備助成 370,000千円 ・ 特別養護老人ホーム「嵐山寮」移転整備助成 376,000千円 ・ 老人保健施設「あじさいガーデン伏見」増設開設準備経費助成 46,800千円【新規】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成21年度に「経済危機対策」に基づき都道府県に設置された介護基盤緊急整備等臨時特例基金により，介護基盤の整備促進策として，国交付金（地域介護・福祉空間整備交付金）補助単価の増額や，施設開設準備経費，定期借地権設定に基づく一時金が助成対象とされ，本市においても積極的に活用しております。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	17
要 望 内 容	回 答		
<p>・療養病床の廃止・削減計画を白紙撤回し、どこでも必要な医療と介護を受けられるようにすること。</p>	<p>○ 本市としては、事業者の運営に支障を来たすことのないよう、国において早期に方針を決定していただく必要があると考えており、また、介護療養型医療施設を利用されている方が、新方針決定後も行き場を失うことなく、その方に必要な医療・介護サービスが確実に提供されることが重要であると考えております。</p> <p>このため、今後、国の動向を注視するとともに、必要に応じて他の政令市とも連携し、国に対して声をあげていきたいと考えております。</p>		

要 望 内 容

回 答

18 子ども、高齢者の医療費窓口負担を無料にすること。

○ 子どもの医療費及び高齢者の医療費の無料化については、多大な経費が必要であると見込まれるため、厳しい財政状況において本市単独での実施は極めて困難です。

(平成 2 3 年度 予算額)

・子ども医療費支給事業	医療費	1,385,000	千円
	事務費	62,181	千円
・老人医療費支給事業	医療費	1,444,000	千円
	事務費	50,890	千円

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	19
要 望 内 容	回 答		
19 医師，看護師の養成数を拡大し，診療報酬・介護報酬を抜本的に増額し，地域医療・福祉体制を拡充すること。	<p>○ 医師の充足状況については，京都市圏では産婦人科医など特定の診療科目において不足がみられ，国に対して，大都市衛生主管局長会議において，「医師確保対策の推進について」の中で要望しております。</p> <p>○ 看護師の確保については，昭和 5 1 年度から親病院を持たない看護師等養成所に対して運営費の補助を行い，市内医療機関が看護師を安定して確保できるよう努めております。</p> <p>○ 診療報酬等については審議会等の答申を受けて，厚生労働大臣が決定するものであり，本市が報酬額について直接言及する立場にはありませんが，改定の動向については今後とも注視して参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度予算額) ・看護師等養成所運営補助 40,286 千円</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 0
要 望 内 容	回 答		
<p>20 気候保護法を制定し，2020年までの温室効果ガス削減目標を90年比30%に引き上げること。京都議定書での約束達成および中期目標達成のために，最大の排出源である産業界と温室効果ガス削減協定を結ぶこと。2020年までの再生可能エネルギーの導入目標を20%にすること。</p>	<p>○ 市民や事業者の皆様の「地域力」を活かした取組が効果を上げるためには，全国レベルでの抜本的な対策が不可欠であることから，引き続き，国に対して地球温暖化対策基本法の早期制定をはじめとする地球温暖化対策の強化を積極的に提言して参ります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成22年 6月 国に対して，環境にやさしいライフスタイルの創造に向けた意識啓発の強化，先進的次世代車普及促進等の低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の強化を提案</p> <p>平成22年12月 平成23年度政府予算案において，本市の要望項目である環境にやさしいライフスタイルの創造に向けた意識啓発の強化，自動車環境対策の強化等に関する地球温暖化対策事業等が盛り込まれた。</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 1
要 望 内 容	回 答		
21 財政健全化法を廃止すること。削減された地方交付税を復活するとともに、自治体の財源保障機能を果たすようさらに拡充すること。	<p>○ 財政健全化法は、一般会計のみならず、公営企業等も含めた財政全般の健全性を客観的に評価し、早期に是正を促す機能を有するものであり、連結の視点を強く意識し、未来に責任を持った財政運営を行ううえで意義あるものと認識しております。</p> <p>○ 地域主権時代の実現には、抜本的な権限と税財源の移譲と併せ、税源の偏在による地域間格差を是正する財政調整機能や財源保障機能を充実することが極めて重要であり、これまでから、地方交付税の総額確保や法定率の引上げなど、大都市の実態を反映させた地方交付税制度の見直しについて、国に強く求めてきております。</p> <p>また、平成 2 3 年度の地方財政対策において、地方交付税は 0. 5 兆円増額されておりますが、地方への配分に当たっては、引き続き地域の実情にきめ細かく配慮した配分を強く求めて参ります。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方交付税 国予算額 (案) 1 7 兆 3, 7 3 4 億円 (対前年度 + 2. 8%) ・ 実質的な地方交付税総額 (地方交付税及び臨時財政対策債) 国予算額 (案) 2 3 兆 5, 3 2 7 億円 (対前年度 △ 4. 3%) <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 2 年 6 月 国の予算・施策に関する提案・要望 (京都市)</p> <p>平成 2 2 年 7 月 平成 2 3 年度国の施策及び予算に関する提案 (指定都市)</p> <p>平成 2 2 年 1 0 月 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望 (平成 2 3 年度) (指定都市)</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2
要 望 内 容	回 答		
22 廃止された老年者控除・扶養控除，削減された配偶者特別控除・特定扶養控除・公的年金控除を復活すること。配偶者控除を廃止しないこと。	<p>○ 個人所得課税における所得控除は，納税義務者の個々の事情に応じて税負担を調整するために設けられているものであり，その見直しについては，税負担の在り方や税体系の整合性の観点のほか，国民生活や地方自治体等に与える影響を踏まえ，国において総合的に判断された結果と認識しております。</p> <p>○ これまでに実施された，老年者控除の廃止や公的年金控除の削減は，少子長寿化が急速に進展する中で公平に負担を分かち合う観点から，年少扶養控除の廃止や特定扶養控除の削減は，こども手当の創設や高校実質無償化との兼合いを考慮し，また，配偶者特別控除の削減は，女性の働き方など個人のライフスタイルの選択に中立的な税制を推進する観点から，それぞれ制度の見直しが図られたものと理解しております。</p> <p>○ 平成 2 3 年度税制改正大綱においては，新たに成年扶養控除を見直すことや，配偶者控除を抜本的に見直す方向で検討することが示されたところであり，今後の国における議論の動向を注視して参ります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><平成 1 4 年 1 2 月 平成 1 5 年度税制改正大綱></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乗せして適用される部分を廃止 <p><平成 1 5 年 1 2 月 平成 1 6 年度税制改正大綱></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金等控除のうち年齢 6 5 歳以上の者に対して上乗せされている措置を廃止 ・ 老年者控除を廃止 <p><平成 2 1 年 1 2 月 平成 2 2 年度税制改正大綱></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年少扶養控除を廃止 ・ 特定扶養控除のうち 1 6 歳以上 1 9 歳未満の者に係る上乗せ部分を廃止 <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2
要 望 内 容	回 答		
	<p><平成 2 2 年 1 2 月 平成 2 3 年度税制改正大綱></p> <ul style="list-style-type: none">・成年扶養控除（2 3 歳から 6 9 歳までの成年を控除対象とするもの）について，一律に適用してきた対象を見直し・配偶者控除について，同控除をめぐる様々な議論や社会経済状況の変化等を踏まえながら，平成 2 4 年度税制改正以降，抜本的に見直す方向で検討		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3
要 望 内 容	回 答		
23 大企業・高額所得者に対する行き過ぎた優遇税制措置を見直し、応分の負担を求めること。	<p>○ 個人や法人の所得課税の在り方については、国において累次の税制改正により、景気の動向や経済のグローバル化等に対応し、持続的な経済活性化を実現する観点から、適宜見直されてきたところです。</p> <p>所得、消費、資産課税などの税負担の在り方を含めた税体系全般については、歳出改革の徹底や、社会保障制度その他の公的サービスとそれを支える国民の負担の在り方などと併せた幅広い検討が不可欠であり、今後、十分な国民的論議が必要であると考えております。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	24
要 望 内 容	回 答		
24 軍事費を大幅に削減し，無駄な大型公共事業をやめること。	○ 国における予算編成については，国会等において十分な議論の下，編成されるものであることから，今後もその動向について，注視して参ります。		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5
要 望 内 容	回 答		
25 高速道路の無料化は中止し、ガソリン税の暫定税率は廃止すること。	○ 高速道路の無料化及びガソリン税の暫定税率の在り方については、今後、その実施に係る効果等が国において十分検証・検討されるものと考えており、その動向を注視して参ります。		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	26
要 望 内 容	回 答		
26 地下鉄建設・維持管理・安全対策等に対する国の補助制度を抜本的に改善すること。	<p>○ 地下鉄建設に対する国の補助制度の改善については、「鉄道施設の安全対策及び長寿命化等を目的とした既設線の改修・更新事業に対する補助制度の拡充」を平成22年6月の「平成23年度 国の予算・施策に関する提案・要望」において、重点項目に位置付け要望しており、今後も引き続き、強力に要望して参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 7
要 望 内 容	回 答		
<p>27 公営交通事業，上下水道事業に押しつけられている「独立採算制」をやめさせるために，地方公営企業法を改正すること。高利率の企業債の借り換えについては，要件の緩和，枠拡大を行うこと。交通・上下水道事業の消費税は非課税にすること。</p>	<p>○ 公営交通事業については，地方公営企業法に基づき，サービス等の効果が特定の個人に帰属するものとして，サービス等の提供に要する経費を，料金として徴収することが原則とされていますが，行政上必要な施策に対しては，国の支援や一般会計から適切な負担を得て運営しております。</p> <p>また，高利率の企業債の借換えについては，平成 2 2 年 6 月の「平成 2 3 年度 国の予算・施策に関する提案・要望」において，重点項目に位置付け要望しており，今後も引き続き，強力に要望して参ります。</p> <p>○ 上下水道事業については，国に対して財政支援を求めながら，独立採算制により事業を運営していくことが妥当であると考えており，地方公営企業法の改正について国に働き掛ける考えはございません。</p> <p>また，高利率の企業債の借換えについては，国に対し，その要件の緩和と対象企業債の拡充を要望してきた結果，公的資金補償金免除繰上償還が平成 2 2 年度から平成 2 4 年度までの 3 年間延長されており，本市上下水道事業においても，これを活用し，高利率の企業債の借換え等を行う予定です。また，今後も更なる要件の緩和等を国に強く要望して参ります。</p> <p>○ 消費税の取扱いについては，国の施策として定められ，国の税制の根幹を成すものであり，制度の趣旨に則り，適切に対応して参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8
要 望 内 容	回 答		
◆憲法を守り，非核の日本の実現を求めること。 28 核密約を破棄し，非核三原則を法制化すること。	○ 非核三原則の法制化については，我が国の外交上，防衛上の重要課題であり，国において判断されるべきものと考えております。		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 9
要 望 内 容	回 答		
29 唯一の戦争による被爆国として核兵器廃絶のイニシアチブを発揮すること。	<p>○ 本市では、平和を都市の理念として、平和の尊さを市民の皆様と共に見つめ直す事業など、平和に関する様々な取組を進めるとともに、世界の都市が国境を越え、核兵器の廃絶に向けて取り組む組織である「平和市長会議」に加盟しており、今後とも、人類普遍の理念である世界恒久平和の実現に向け、取り組んで参ります。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	30
要 望 内 容	回 答		
30 憲法 9 条を改悪しないこと。	<p>○ 日本国憲法は国の最高法規であり，自治体行政を進めるうえで，これを尊重し，擁護することは当然のことです。</p> <p>憲法改正については，国民全体で議論が進められるべきものと考えております。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 1
要 望 内 容	回 答		
31 普天間基地の移設に関する日米合意は白紙撤回し、無条件撤去すること。	○ 普天間基地の移設に関しては、我が国の安全保障に関わる外交上の問題であり、国において判断されるべきものと考えております。		

平成 2 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2
要 望 内 容	回 答		
<p>◆市民のくらしと営業を守る市政運営を</p> <p>32 直ちに国民健康保険料を値下げすること。資格証明書・短期証の発行をやめ、正規の保険証を交付すること。生活維持費の差し押さえはやめること。</p>	<p>○ 平成 2 3 年度 予算 の編成においては、本市独自に一般会計から多額の財政支援を行い、一人当たり平均保険料を据え置いております。8 0 億円もの巨額の累積赤字を抱える本市国保の危機的な現状を鑑みますと、保険料の引下げを実施できる状況にはなく、引き続き、国に対して、財政措置の拡充を強く要望して参ります。</p> <p>○ 本市では、保険料を滞納されている方に対しては、できる限り接触の機会を図り、条例減免制度の活用を含めたきめ細やかな納付相談を行っております。そのうえで、納付意思を示されず、特別な理由もなく長期にわたって保険料を滞納されている方に対しては、被保険者間の公平性を確保する観点から、法令に基づき、短期証・資格証明書を交付することはやむを得ないものと考えております。</p> <p>○ 十分な支払能力がありながら、特別な理由もなく保険料を滞納されている方に対して、法令に基づき、差押等の滞納処分を実施することは、被保険者間の負担の公平性の確保のため、やむを得ないものと考えております。なお、差押に際しては、法令を遵守するとともに、差押を実施するまでに面接通知や差押予告を送付し、個々の世帯の状況等を把握する機会を設けるなど、丁寧な対応を行っております。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算 額)</p> <p>・ 国民健康保険事業特別会計 1 4 2 , 2 7 7 , 0 0 0 千円</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	33
要 望 内 容	回 答		
33 国保の一部負担金減免制度を拡充すること。申請に当たっては、資産報告書の提出や保険料の納付を要件としないこと。	<p>○ 一部負担金減免については、国から取扱いに関する一定の基準が示されたところであり、その基準に該当するものについては、国から特別調整交付金が交付されることとなりました。これを受け、本市では、同交付金の対象となる場合について、保険料の納付を要件としないこととするよう、平成22年12月1日付けで取扱いを一部拡充しております。</p> <p>○ また、その適用に当たっては、他の被保険者との負担の公平性の観点から、収入及び資産等の状況も含め、総合的に判断しているものであり、一部負担金の支払いが可能な預貯金等を所有している方には、その活用をお願いしております。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事業特別会計 142,277,000千円 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	34								
要 望 内 容	回 答										
34 子どもの医療費は、小学校卒業まで通院も無料にすること。	<p>○ 小学校卒業まで入院も通院も無料にすることについては、多大な経費が必要であると見込まれるため、厳しい財政状況において本市単独での実施は極めて困難であると考えております。</p> <p>(平成 2 3 年度 予算額)</p> <table> <tr> <td>・子ども医療費支給事業</td> <td>医療費</td> <td>1,385,000</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務費</td> <td>62,181</td> <td>千円</td> </tr> </table>			・子ども医療費支給事業	医療費	1,385,000	千円		事務費	62,181	千円
・子ども医療費支給事業	医療費	1,385,000	千円								
	事務費	62,181	千円								

平成23年度予算要望に対する回答

NO.

35

要 望 内 容

回 答

35 市民税減免措置を継続し、拡充すること。

○ 個人市民税の軽減措置の見直しについては、制度創設時からの状況の変化を踏まえ、また、今日の厳しい社会経済情勢の中、市民生活へ与える影響などを十分に考慮し、総合的に判断して参ります。
なお、一定の低所得者等に対しては既に軽減措置が講じられていることや、税の公平性・中立性や社会情勢の変化等を勘案して市税全般について軽減措置の見直しを進めていることなどから、市民税の減免措置を拡充するのは困難であると考えております。

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	36
要 望 内 容	回 答		
36 中小企業を対象にした，貸し工場の家賃・光熱水費などの固定費への補助，固定資産税の減免，設備投資への助成などの緊急施策を実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業の固定費については，健全な経済活動において，個々の事業者が自己の負担で対応すべきものであり，中小企業全般に対し幅広く助成すべき性質のものではないと考えております。 ○ 中小企業を対象とした固定資産税の減免措置を創設することについては，同税は，固定資産の保有という事実に着目し，その資産価値に応じて課税されるものであること，及び税の公平性・中立性や社会情勢の変化等を勘案して市税全般について軽減措置の見直しを進めていることなどから，困難であると考えております。 ○ 設備投資への助成については，企業立地促進助成制度や中小企業融資制度において，工場の建設や拡張の際などに，中小ものづくり企業の新たな設備投資を支援しており，今後とも既存の制度を活用し，取り組んで参ります。 		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	37
要 望 内 容	回 答		
37 「中小企業振興基本条例」(仮称)を制定し、中小企業振興計画を策定すること。	<p>○ 国の中小企業政策の基本理念として閣議決定された「中小企業憲章」の内容を十分に踏まえ、本市における産業振興の基本的な考え方(理念)を示した「新・京都市産業振興ビジョン(仮称)」を平成22年度中に策定して参ります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成22年12月20日 「新・京都市産業振興ビジョン(仮称)」中間案を公表 平成22年12月24日～平成23年1月24日 「新・京都市産業振興ビジョン(仮称)」中間案への市民意見の募集</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	38
要 望 内 容	回 答		
38 国に公契約法の制定を求め、公契約条例を制定すること。	<p>○ 我が国の労働法制上、労働条件は労使の間で決定されるという全体的な枠組みになっていることに加え、自主的な企業経営への影響など、政策手段としての妥当性等についての課題もあり、国に公契約法の制定を求め、また、本市において公契約条例を制定することは、困難であると考えております。</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	39
要 望 内 容	回 答		
<p>39 民間保育園「プール制」は、もとの制度に戻すこと。補助金の増額をはかるなど京都の保育水準の維持拡充に努めること。公立保育所の民間委託化・廃止は行わないこと。</p>	<p>○ プール制については、平成22年4月から民間保育園の主体的な経営の促進やバランスの取れた職員配置を目指した新プール制が発足し、本市としては、約40億円もの大きな予算を計上しておりますこの制度の下で、民間ならではの柔軟な運営と創意工夫がより一層発揮され、保育水準の更なる向上につながるよう取り組んで参ります。</p> <p>○ 保育を取り巻く環境は大きく変化しており、本市の厳しい財政状況の下、これらに的確に対応し、良質で満足度の高い保育サービスを効率的に提供していくためには、今後の市営保育所のあり方をあらゆる観点から検討していく必要があります。このため、京都市社会福祉審議会「福祉施策のあり方検討専門分科会」において、市営保育所のあり方について徹底的な御議論・御検討をいただいているところで、今後、分科会での議論を深め、最終意見等を踏まえて、本市としての方向性を策定して参りたいと考えております。</p> <p>(平成23年度予算額) ・民間社会福祉施設単費援護費 4,969,576千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成22年 4月1日 新プール制実施 平成22年10月 ポイント制を含めた新制度本格実施</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 0
要 望 内 容	回 答		
40 梅小路公園の京都水族館建設を中止すること。	<p>○ 梅小路公園への水族館建設で、本市は大きく次の5点のメリットが得られます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境学習の機会拡大，総合公園の機能増進 ・ 地域経済，周辺地域の活性化 ・ 雇用の創出 ・ 幅広い京都観光振興への寄与 ・ 京都市財政への寄与 <p>また，事業者が京都大学野生動物研究センターや学識経験者の協力を得て「京都水族館（仮称）の展示活動等に関する専門家委員会」を設置し，その助言を受け，京都の水系・環境に配慮した水族館展示内容の更なる充実に取り組まれる予定です。</p> <p>こうした民間の取組を促しながら，梅小路公園が京都はもとより日本を代表する公園としてその魅力を発信するものとなるよう，しっかりと取り組んで参ります。</p> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成22年5月 本市が水族館（公園施設）の設置許可 7月 水族館建築確認済証交付・施設建築着工 9月 「京都水族館（仮称）の展示活動等に関する専門家委員会」設置 12月 オリックス不動産が専門家委員会の提言とその対応状況等（中間報告）を公表</p>		

要 望 内 容

回 答

41 市立看護短期大学を復活し、4年制看護大学として発展させること。

○ 本市では、市内私立大学による四年制の看護学科設置の動きが加速していることや、本市の厳しさを増す財政状況等を踏まえ、多額の税金を投じ、なおかつこれらの大学と競合する公立での四年制化ではなく、広く市内私立大学と連携協力して、看護教育の充実及び質の高い看護師の確保を図っていくことが最適であると判断し、平成22年5月市会定例会において、京都市立看護短期大学条例を廃止する条例案を提案し、御議決いただいたところです。

これを踏まえ、今後、本市では、引き続き関係私立大学との連携協力に関する協議を進めるとともに、看護師修学資金融資制度や、新たに取り組む看護師の定着対策等により、医療の高度化や専門化に対応できる看護師の養成及び京都市立病院をはじめとする市内医療機関での質の高い看護師の確保を図って参ります。

(平成23年度予算額)

- ・京都市看護師修学資金融資制度 13,656千円
- ・看護師確保対策 2,500千円

平成 2 3 年度予算要望に対する回答		NO.	4 2
要 望 内 容	回 答		
42 市立芸術大学の公立大学法人化の方針は撤回すること。	<p>○ 外部の学識者を含め、広く関係者の意見を聴取するため設置した「京都市立芸術大学のあり方懇談会」からの提言を踏まえ、教育研究の充実や老朽化対策をはじめとする教育環境の整備、更には自主・自律的な大学運営や迅速な意思決定が可能となる公立大学法人制度の導入を柱とした「京都市立芸術大学 整備・改革基本計画」を平成22年6月に策定しました。</p> <p>この計画は、京都芸大の意思決定機関である評議会において全員一致で承認されたものであり、これに基づき、中期目標や中期計画の策定に向け、全教員参加型のワーキングを毎週開催するなど、学内においても積極的な議論を行っております。</p> <p>○ 法人化以後も、本市が設立団体として必要な財源措置を行っていくこととしており、今後とも、大学と一体となって整備・改革基本計画を着実に推進し、これまで以上に大学教職員、学生、更には、市民が誇りに思い、世界にも評価される京都芸大となるよう取り組んで参ります。</p> <p>(平成23年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術大学の公立大学法人化準備 61,500千円【新規】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成21年5月 「京都市立芸術大学のあり方懇談会」からの提言を受理</p> <p>平成22年6月 「京都市立芸術大学整備・改革基本計画」を策定</p> <p>平成22年6月～ ① 整備・改革基本計画を円滑に推進するため、「京都市立芸術大学整備・改革推進委員会」を設置・運営</p> <p>② 法人化に向けた具体的な準備業務を実施</p>		

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 3
要 望 内 容	回 答		
43 市立病院の院内保育所は病院直営にし、保育の内容と職員の雇用を継続すること。	<p>○ 市立病院の院内保育所の運営については、これまでも、直営ではなく、委託により実施して参りました。今後も、委託方式で適切に運営できるものと考えております。</p> <p>○ 保育内容については、運営事業者の応募要件である募集要項と仕様書が遵守されることで、継続され则认为しております。職員の方の雇用については、大半の方が新事業者の労働条件について承諾し、継続雇用されることとなりました。</p> <p>(経過・これまでの取組)</p> <p>昭和 5 9 年 3 月 院内保育所「青いとり保育園」開所</p> <p>平成 1 7 年 3 月 包括外部監査において、保育所運営について競争入札による委託に切り替えるべきとの指摘を受ける</p> <p>平成 2 1 年 3 月 平成 2 2 年度末をもって運営委員会(現「運営センター」)への委託を終了し、平成 2 3 年度からは公募により新たに選定する事業者運営を委託することを決定</p> <p>平成 2 2 年 7 月 公募開始</p> <p>1 0 月 ピジョンハーツ(株)を運営事業者候補者として選定</p> <p>1 1 月 本市とピジョンハーツ(株)が平成 2 3 ~ 2 6 年度の運営委託の覚書締結</p> <p>1 2 月 現在運営センターが雇用する職員のうち、1 1 人中 8 人の常勤職員(残る 3 名のうち、2 名は個人的な都合で辞退、残る 1 名は、別途協議中)が、ピジョンハーツへの継続雇用を承諾</p>		

要 望 内 容

回 答

◆ムダ遣いを改め、市民の福祉最優先の市政を
44 市内高速道路の残る三路線は中止し、都市計画決定を撤回すること。安全性・財政上からも問題点がある焼却灰溶融施設の稼働は中止すること。

○ 京都高速道路の堀川線など残る 3 路線については、総合的な交通体系の構築や社会経済情勢等を勘案し、必要性も含め、その在り方を検討して参ります。

○ 焼却灰溶融施設については、平成 2 2 年 6 月からの本格稼働に向け整備を進めて参りましたが、試運転中の排水から基準値を超えるダイオキシン類が検出されたため、稼働を大幅に延期せざるを得ない事態となっております。

現在実施中の対策工事完了後、全ての機器が確実に性能を発揮し、安全性が確保されたことをしっかりと確認したうえで、焼却灰溶融施設を稼働させて参ります。

計画から完成までに 2 2 年の歳月と約 5 2 3 億円もの経費を投入して建設した東部山間埋立処分地を、今後さらに 7 0 年以上活用していくためには、焼却灰溶融施設の稼働は必要不可欠です。

焼却灰溶融施設の稼働に際しては、本市の極めて厳しい財政状況を踏まえて、最近のごみ減量に応じた効率的かつ経済的な運転に努め、運営費の経費節減を図って参ります。

(経過・これまでの取組等)

平成 1 7 年 3 月	プラント設備工事契約
平成 1 9 年 3 月	建築主体その他工事契約
平成 1 9 年 6 月	建築工事着工
平成 2 2 年 2 月	建築工事及び建築設備工事完了
平成 2 2 年 4 月以降	プラント機器試運転調整

平成 2 3 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 5
要 望 内 容	回 答		
45 「京都未来まちづくりプラン」は自治体の公的役割を大きく後退させ，市民の負担増をもたらすものであり撤回すること。	<p>○ 「京都未来まちづくりプラン」は，厳しい財政状況下でも市民生活をしっかりと守り，真に必要な施策・事業を推進する，未来の京都のまちづくりを進めるための羅針盤となるものです。</p> <p>今後とも，同プランに基づき，市民の皆様の御理解，御協力を得ながら，徹底した事務事業の見直しを行うとともに，決して縮小一辺倒に陥ることなく，「子どもに笑顔，若者に夢，お年寄りに安心と生きがい」を第一とした政策を推進して参ります。</p>		